

共通

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷

農薬の適正使用

規範項目25

必須・重要・推奨

安

環

使用農薬の適切な選択

農薬は、農薬取締法に基づき、薬効及び薬害や毒性に関する試験などを受け、適用作物との組合せで国が登録しています。

農薬による防除を行う場合は、これらの登録や防除予定の作物に適用のある農薬を選択することが必要です。

取組事項

- ・ 使用する農薬の登録番号を必ず確認し、登録のない資材は選ばない。
- ・ 容器や包装に表示してあるラベルで、栽培する作物に適用があることを必ず確認する。
- ・ 防除暦等を確認し、推奨されている農薬を選択する。

農薬については、農薬の品質の適正化と安全かつ適正な使用の確保を図り、農業生産の安定、国民の健康の保護、国民の生活環境の保全を図るため、農薬取締法に基づく登録制度を設けています。

なお、食品衛生法に基づく、いわゆる「ポジティブリスト制度」が平成18年より導入され、全ての食品について、農薬の残留基準が定められています。この基準値をオーバーする食品については流通が禁止され、出荷した農産物の回収などの対応が求められることとなります。

【登録農薬の使用】

農薬は、食用作物にも使用され、使用場所も田や畑など開放された環境であることから、国の登録を受けるには、剤の効果や薬害の有無だけでなく、毒性や残留性といった安全性についての厳しい審査を経ています。

また、審査については、対象とする作物等を踏まえ実施されているため、「作物A」に使用できるからと言って、「作物B」で使用できるとは限りません。必ず、栽培する作物に適用のある登録農薬を使用しましょう。

【疑義資材の使用禁止】

疑義資材とは、農薬登録を受けていないにもかかわらず農薬としての効力をうたっている、又は成分から見て農薬に該当する資材のことをいい、その使用は法律で禁止されており、罰則もあります。使用前には必ずラベルに記載された登録番号と適用作物等を確認しましょう。

なお、登録されていない資材や疑義資材を使用した場合、農薬取締法違反となり、3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとなっています。

【農薬の選択】

農薬の選択にあたっては、選択可能な農薬の中から、地域の気象や環境条件、病害虫の発生状況、農作物の生産方式などを踏まえ、より地域に適した効果の高いものを選びましょう。

なお、県では、富山県植物防疫協会が行った現地試験等の結果を踏まえ、推奨する農薬を記載した「農作物病害虫・雑草防除指針」を策定しています。

また、JAなどでは、この防除指針を参照して、防除暦、防除計画などを作成していますので、それらも参考にして、適切な農薬を選択しましょう。

■ポジティブリスト制度について

- ・ 食品衛生法の改正により平成18年5月に導入された、一定量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度のことです。
- ・ 法改正前には農薬の残留基準が定められていなかった食品についても、ポジティブリスト制度の導入により残留基準が設定されています。
- ・ 残留基準値が無い農薬については、諸外国の基準を参考にした暫定基準値あるいは、一律基準として0.01ppm という厳しい基準を適用しています。
- ・ 基準を超える農薬等が残留した食品については、流通等が禁止され、農産物の出荷停止や回収等の対応が求められるとともに、産地全体の信用低下に繋がる恐れがあります。

(例)A農薬

	制度導入前	制度導入後
りんご	0.3ppm	0.3ppm
なし	基準無し	0.01ppm
大麦	基準無し	0.2ppm(暫定基準値)
ネギ	基準無し	0.01ppm

} これを超える食品の流通禁止

■疑義資材の例

- ・ 病害虫の防除効果は明示していないものの「虫がよりつかない」等、当該効果を暗示する表現が、容器、包装、添付文書並びにチラシ、パンフレット、刊行物、インターネット等の広告宣伝物あるいは演述によって表示説明されているもの
- ・ 容器又は被包の意匠及び形態が市販されている農薬と同じ印象を与えるもの
- ・ 使用方法として対象病害虫、使用時期、使用回数、希釈倍率等の農薬の用法用量とみなされる表記がなされているもの
- ・ 農薬の有効成分が含まれる疑いがあるもの

農林水産省の登録番号があるか確認しましょう

〇〇水和剤

農林水産省登録番号第 12345××号
有効成分：〇〇〇〇 35%

適用作物・害虫と使用方法

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	総使用回数	使用方法
カキ	カイガラムシ類	1,000倍	収穫14日前まで	4回	散布
りんご	アブラムシ類 カイガラムシ類	1,000倍	収穫21日前まで	6回	散布
モモ	カイガラムシ類	1,500倍	収穫14日前まで	5回	散布
ナシ	カイガラムシ類	1,000倍	収穫14日前まで	4回	散布

栽培する作物の適用があるか確認しましょう

図 ラベルの確認の例

■現在登録されている農薬や、失効した農薬に関する情報

- ・ 農林水産消費安全技術センター(FAMIC)HP
(<http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm>)

■疑義資材に関する詳細な情報

- ・ 農林水産省HP
(http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sizai/index.html)

【根拠法令等】

- 農薬取締法（昭和23年法律第82号）